

大学コンソーシアム岡山運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム岡山規約第12条第2項の規定に基づき、大学コンソーシアム岡山運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織、運営等について定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 コンソーシアムの事業計画に関する事項
- 二 コンソーシアムの予算に関する事項
- 三 コンソーシアムの事業の円滑な実施に関する事項
- 四 その他コンソーシアムの運営に必要と認められる事項

(組 織)

第3条 運営委員会は、コンソーシアムの正会員である高等教育機関等から推薦された各2名により組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議決を要する事項については、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 2 議長は、委員が特別の事情により運営委員会に出席できない場合は、代理の者の出席を認め、議決に加わることを認めることができる。
- 3 議長は、運営委員会に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(将来構想委員会)

第6条 運営委員会は、コンソーシアムの事業運営の方針に関する検討を行うために、将来構想委員会を置く。

- 2 将来構想委員会の規程は別に定める。

(事 務)

第7条 運営委員会の事務は、コンソーシアムの事務局において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月7日から施行する。